

病院整備計画公募に関するQ&A(令和5年6月)

No.	質 問	回 答
【手続等】		
1	提出する病院整備計画について、いつに説明する機会がありますか。	令和5年11月(予定)に圏域の地域医療構想調整会議(部会含む)において、応募医療機関に計画内容を説明していただくとともに、質疑応答等に対応いたします。
2	今後、どのような手続を経て採用する計画を決定するのですか。	1 地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合)における協議(応募医療機関の出席と説明、協議) 2 地域医療構想調整会議の委員による審査(評価項目) ①計画の妥当性:病床の稼働状況(病床利用率)、患者の受入れの見込みなど ②計画の実現性:医療従事者の確保計画や整備スケジュールなど 3 上記2を参考にして作成した採択案を埼玉県医療審議会へ諮問
3	土地の確保ができていない場合でも応募できますか。	取得予定でも応募することは可能です。取得予定の場合、取得見込、取得時期等について「病院の整備計画申出書」に記載してください。
4	図面や資金計画はどの程度のものが必要ですか。	「病院の整備計画申出書」を参照してください。
5	希望する病床数が減らされることはありますか。	配分できる病床数に限りがありますので応募医療機関に希望病床数を承認できない可能性があります。承認病床数が希望病床数を下回る場合の意向について「病院の整備計画申出書」に記載してください。
【公募対象とする病床機能】		
6	(1)埼玉県地域医療構想において不足が推計されている医療機能とは具体的にどのようなものですか。	高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの医療機能について、保健医療圏ごとと比較した場合に不足する医療機能を担う病床です。 詳細はHPに掲載している①令和3年度病床機能報告結果及び②【定量基準分析(※)】令和元年度病床機能報告結果をご覧ください。

No.	質 問	回 答
7	「高度急性期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>“急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能”として、主に以下の病床等を想定しています。</p> <p>①「特定集中治療室管理料(ICU)」「ハイケアユニット入院医療管理料(HCU)」施設基準を満たす病床 ②その他、(2)埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて地域で必要とされる「新生児特定集中治療室管理料(NICU)」などの病床</p>
8	「急性期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>“急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能”として、(2)埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて、「救急」、「周産期」、「小児」など地域で必要とされる役割を担う病床を想定しています。</p>
9	「回復期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>“急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能”として、主に以下の病床等を想定しています。</p> <p>①「地域包括ケア病棟入院料」又は「地域包括ケア入院医療管理料」を算定する病床 ②「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する病床</p>
10	「慢性期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>“長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能及び長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、難病患者等を入院させる機能”として、主に以下の病床等を想定しています。</p> <p>①筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる病床 ②その他、長期にわたり療養が必要な患者を受け入れる病床(※) ※地域の実情に応じ、在宅、介護施設等との機能・役割分担を整理した計画に限る。</p>
11	(2)埼玉県地域保健医療計画の実現に向けて必要な病床について 「がん・脳卒中・心血管疾患の高度医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>以下に該当する病床等を想定しています。</p> <p><がん> がん診療連携拠点病院(国指定)や埼玉県がん診療指定病院(県指定)の指定を受けている、又は整備後指定を受けることが見込まれる医療機関であって、かつ、厚生労働省通知「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」で定められている医療機関(進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等)を想定しています。</p> <p><循環器疾患(脳卒中、心血管疾患)> 厚生労働省通知「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」で定められている医療機関(開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等)であって、かつ、以下の①～③を行うこと。</p> <p>①地域連携室等を整備し、連携パスの導入 ②予防教育、リハビリテーション等を進めるためのコメディカルスタッフの充実・研修体制の整備 ③急性期治療後所定の期間における患者の予後のデータ収集や入力等への協力</p>

No.	質 問	回 答
12	「救急」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>以下に該当する病床等を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」施設基準を満たす病床 ②「救急業務に協力する旨の申出書」に記載する救急専用病床又は救急優先病床 ③小児救急輪番体制を充実するために必要な病床
13	「周産期」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>以下に該当する病床等を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「新生児特定集中治療室管理料」「新生児治療回復室入院医療管理料」施設基準を満たす病床 ②分娩を取り扱う病床
14	「在宅医療」機能に該当するのは具体的にどのようなものですか。	<p>以下に該当する病床等を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅療養支援病院の届出をしている、または整備後届出をすることを予定する医療機関の病床 ②在宅療養後方支援病院の届出をしている、または整備後届出をすることを予定する医療機関の病床
15	医療機能で不足が推計されていないが、保健医療計画の実現に必要な病床は応募できますか。	<p>応募可能です。仮に医療機能で不足が推計されていなくても、地域保健医療計画で必要な医療提供であつて、応募地域において必要な医療提供であれば認められる可能性はあります。</p>

No.	質 問	回 答
【応募条件について】		
16	着工に係る応募条件について	2025年度(令和7年度)までに「病院開設(変更)許可書」の交付を受けることが応募条件となっています。
17	新興感染症の発生・まん延時の患者の入院等の役割とありますが、具体的にどのようなものですか。	感染症法等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)に基づき、今後県が定める予防計画等に沿って、県と医療機関の間で締結する医療の確保等に関する協定の締結を想定しています。ただし、具体的には、令和6年度から開始する第8次地域保健医療計画では5事業に「新興感染症」の項目が加わることとなり、今年度中に国から新興感染症の感染拡大時の具体的な内容が示される予定となっているため、医療計画の策定に併せて整理を行いたいと考えています。その際に、改めて計画を採用した医療機関に対して通知したいと考えています。(第一種感染症など感染症指定病床で対応を行う感染症は想定していません。)
18	新興感染症の発生・まん延時の患者の入院等の役割を担うことに応募条件について、本応募手続の中で、どのように確認を求められるのか。	「別紙様式5新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症対応に関する調査票」により確認を行います。
19	「別紙様式5新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症対応に関する調査票」2番の「条件の確認」中に、「最大確保病床(見込)数」の調査項目があるが、整備した病床で対応する必要がありますか。	原則は整備した病床で対応するものとしますが、整備した病床の活用だけでなく、既存の病床、病棟を活用して役割を担う場合も条件は満たすものとします。
20	新興感染症の発生・まん延時の患者の入院等の役割を担うことに応募条件について、今後どれくらいの期間役割を担うことになるのでしょうか。	第8次保健医療計画で「新興感染症」の項目が追加されるため、少なくとも第8次計画期間中は協力をお願いしたいと考えています。それ以降は今後発生する感染症の内容等により、担う役割やその期間は変更するものと考えており、都度相談させていただきます。

No.	質 問	回 答
【採用決定後の手続等】		
21	採用決定後に計画を変更することはできますか。	原則としては採択した計画のと通りの整備をお願いします。 ただし、地域医療構想調整会議及び医療審議会において変更計画の協議を行い、保健医療部長がやむを得ないと認めた場合のみ変更可能です。
22	採用決定後、開設するまでの間に報告等は必要ですか。	開設するまで「四半期ごとの定期的な進捗状況の報告」が必要です。 報告時期は3月末・6月末・9月末・12月末の状況を翌月15日までに報告してください。 その他、必要に応じて随時県から報告を求めることがあります。
23	計画が採用されなかった場合は、増床はできないのでしょうか。	今回の公募により病床不足地域は解消される見込みですので、原則として増床はできません。 ただし、厚生労働大臣との協議により認められる場合があります。(医療法第30条の4第11項及び医療法施行規則第30条の32の2)
24	有床診療所の病床整備は公募対象になりますか。	有床診療所の病床整備は公募対象です。 ただし、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当する地域包括ケアシステムの構築、小児・周産期・救急医療の推進等のために必要な病床については、公募ではなく、従前と変わらず届出の手続きの対象となります。「有床診療所の届出に関する指導要綱」第5条に基づき、公募期間中は公募と同じスケジュールで実施しますので、手続の詳細は以下の県HPを確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/yushoshin/yusyoshin.html